

白山市感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、戸建て住宅、共同住宅又は長屋（以下「住宅等」という。）における大規模地震発生時の電気火災の防止及び被害の抑制を図るため、感震ブレーカーの購入及び設置に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「感震ブレーカー」とは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、白山市内の住宅等に感震ブレーカーを設置したことにより石川県感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた者とする。

(補助対象費用)

第4条 補助の対象となる費用は、感震ブレーカーの購入及び設置に要した費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条の費用に4分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる感震ブレーカーの区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規定に定める構造及び機能を有するもの
15,000円
- (2) 一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの
1,500円

2 補助の対象となる感震ブレーカーの数は、1戸につき前項第1号に掲げる

ものにあつては1基、同項第2号に掲げるものにあつては1個を限度とする。
(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第2項第4号の市長が必要であると認める書類は、石川県感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付決定通知書とする。
(財産の処分の制限等)

第7条 規則第19条第1項第3号の市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるものは、感震ブレーカーとする。
(申請書等)

第8条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第3条に規定する補助金交付申請書(規則様式第1号)
 - (2) 規則第13条に規定する補助金交付決定及び額の確定通知書(規則様式第6号の2)
 - (3) 規則第15条に規定する補助金請求書(規則様式第7号)
- (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年10月1日から施行し、令和7年7月1日以降に購入した感震ブレーカーについて適用する。

(白山市家庭用防災用品購入費助成金交付要綱の一部改正)

2 白山市家庭用防災用品購入費助成金交付要綱(平成28年白山市告示第212号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号イを削り、同号ウを同号イとする。

別記様式中

<input type="checkbox"/> 住宅用火災警報器、感震ブレーカー、家具転倒防止器具	円	円	を
<input type="checkbox"/> 住宅用火災警報器、家具転倒防止器具	円	円	に

改める。